

平成二十六年 一般会計予算
平成二十六年 特別会計予算
平成二十六年 政府関係機関予算
(文部科学省所管)

○萩生田主査 これより予算委員会第四分科会を開会いたします。

私が本分科会の主査を務めることになりました萩生田主査一です。よろしくお願いをいたします。本分科会は、文部科学省所管について審査を行うことになっております。

平成二十六年 一般会計予算、平成二十六年 特別会計予算及び平成二十六年 政府関係機関予算 文部科学省所管について審査を進めます。政府から説明を聴取いたします。下村文部科学大臣。

○下村国務大臣 平成二十六年 文部科学省関係予算につきまして、その概要を御説明申し上げます。

平成二十六年 予算の編成に当たっては、東日本大震災からの復興復興対策を初め、教育、科学技術・学術、スポーツ、文化芸術の振興についての施策を総合的に展開するため、文部科学省関係予算の確保に努めてきたところであります。

文部科学省関係予算は、一般会計五兆三千六百二十七億円、東日本大震災復興特別会計一千四百五十億円、エネルギー対策特別会計一千五百五十二億円となっております。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細の説明につきましては、お手元に配付しております資料のとおりであります。時間の関係もございますので、主査におかれましては、何とぞ会議録に掲載されますよう御配慮をお願い申し上げます。

○萩生田主査 この際、お諮りいたします。ただいま文部科学大臣から申し出がありましたとおり、文部科学省所管関係予算の概要につきま

しては、その詳細は説明を省略し、本日の会議録に掲載したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○萩生田主査 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

平成二十六年 文部科学省関係予算概要説明

平成二十六年 文部科学省関係予算につきまして、その概要を御説明申し上げます。

文部科学省関係予算は、一般会計五兆三千六百二十七億円、東日本大震災復興特別会計一千四百五十億円、エネルギー対策特別会計一千五百五十二億円となっております。

第一に、我が国の将来を担う次世代の育成を図り、世界トップレベルの学力、規範意識、歴史や文化を尊重する態度を育む教育再生を推進し、社会を生き抜く力を養成するため、全国的な学力調査の実施により、子供たちの課題を把握することにも、教育再生実行の基盤となる教職員等指導体制の整備や道德教育の充実を行うこととしております。

また、特別支援教育、キャリア教育・職業教育の充実、いじめ対策や食育、土曜日の教育活動の推進を図るとともに、情報通信技術を活用した学びの推進及び専修学校・大学等における社会人や女性の学び直しの機会の充実を行うこととしております。

第二に、未来への飛躍を実現する人材を養成するため、徹底した国際化を推進する「スーパーグローバル大学」や「スーパーグローバルハイスクール」の創設、小・中・高等学校を通じた英語教育の強化、持続可能な開発のための教育の普及促進を図るとともに、官民が協力して日本人学生の海外留学を支援する新たな制度を創設することとしております。

また、各国立大学の強み・特色を活かした機能強化への取組を支援することで国立大学改革を促

進するとともに、建学の精神に基づき多様な人材を育成する私学の振興を図るため、基盤的経費の充実とメリハリのある配分、耐震改築事業への国庫補助制度の創設等を進めることとしております。

第三に、安心して教育を受けることができる学びのセーフティネットを構築するため、幼児教育に係る保護者負担の軽減を図ります。また、高等学校等就学支援金制度に所得制限を導入し、それによる財源で低所得世帯の教育費負担を軽減するため、私立高校の低所得世帯等の生徒への就学支援金の加算の拡充や、奨学のための給付金制度の創設を行います。さらに、大学等奨学金事業及び大学の授業料減免等の充実を図ることとしております。

また、公立学校施設の耐震化、老朽化対策等を推進するとともに、国立大学等の耐震化、最先端研究施設の整備、老朽施設や附属病院の再生等に取組むほか、防災教育や通学路の安全対策の推進を行うこととしております。

第四に、絆づくりと活力あるコミュニティの形成のため、学校支援地域本部、放課後子供教室、コミュニティ・スクールなどにより、地域の活性化や社会全体で子供を育む環境づくりを推進することとしております。

第五に、スポーツ立国の実現を目指し、二〇二〇年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けて、スポーツの価値を高める国際貢献のための「スポーツ・フォー・トゥモロー」の実現や国際競技力の向上、スポーツ環境の整備などを推進することとしております。

第六に、世界に誇るべき「文化芸術立国」の実現を目指し、豊かな文化芸術の創造と人材育成、文化財の保存・活用及び継承、我が国の多彩な文化芸術の発信や国際文化交流の推進、国立文化施設の機能強化などを推進することとしております。

第七に、科学技術イノベーション・システムを構築するため、産学連携による国際科学イノベーション拠点を構築するとともに、基礎研究力強化

を図るために独創的で多様な学術研究などを継続的に推進します。また、科学技術を担う人材を育成するため、若手研究者や研究支援人材の流動化などを図る新たな仕組みを構築します。さらに、ポスト「京」の開発に新たな着手するなど国際水準の研究環境及び基盤の充実・強化、科学技術の国際活動の戦略的推進を図ることとしております。

第八に、ライフサイエンスによるイノベーション創出のため、健康・医療戦略推進本部の下、関係府省と連携し、革新的な医療技術の実用化を加速するとともに、クリーンで経済的なエネルギーシステムの実現を目指し、ITER計画などを推進します。また、地震・津波による被害軽減のための調査観測などの実施により、次世代インフラの整備を図ることとしております。

第九に、人類のフロンティアの開拓及び国家安全保障・基幹技術の強化を図るため、新型基幹口ケットの開発着手、海洋資源の調査研究、高速増殖炉「もんじゅ」の安全対策・維持管理に必要な取組などを推進するとともに、東日本大震災からの早期の復興再生を図るため、廃止措置・除染等に資する研究開発などの取組を実施することとしております。

以上、何とぞよろしくご審議下さいますようお願い申し上げます。

○萩生田主査 以上をもちまして所管についての説明は終わりました。

○萩生田主査 この際、分科員各位に申し上げます。

質疑の持ち時間はこれを厳守され、議事進行に御協力を賜りますようお願いいたします。

なお、政府当局におかれましては、質疑時間が限られておりますので、答弁は簡潔明瞭にお願いいたします。

これより質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。宮本岳志君。

○宮本分科員 日本共産党の宮本岳志です。
奈良県において、ランドマークというべき若草山にモノレールを設置するという計画が大きな問題となっております。きょうはそれについて質問をいたします。

奈良公園も若草山も、大変貴重な文化遺産としての価値を持つ日本の宝だと思うんですね。それを維持するために、先人たちがさまざまな努力を行い、政府も格別の配慮を払うように取り組んできました。

若草山を含む奈良公園は国指定の名勝であり、若草山の奥に広がる春日山原始林は、一九九八年に日本で九件目の世界文化遺産として登録されました。

まず、このことを確認したいと思います。文化庁。

○河村政府参考人 若草山を含む奈良公園は、明治十三年、一八八〇年に太政官の内務卿、伊藤博文の開設認可によって設置されたものでございます。その後、史跡名勝天然記念物保存法が成立した後、大正十一年、一九二二年に名勝奈良公園として指定されております。

春日山原始林は、世界文化遺産、古都奈良の文化財の一部として平成十年に登録されております。

○宮本分科員 国指定の名勝であり、世界文化遺産にも登録されております。同時に、きょうは国交省にも来ていただいておりますが、若草山は古都保存法による特別保存地区でございますね。

○佐藤政府参考人 お答えいたします。

昭和四十一年に制定をされた古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法、いわゆる古都保存法でございますが、この中で、奈良県奈良市につきましては、我が国往時の政治、文化の中心等として歴史上重要な地位を有する古都として定められております。

また、この法律に基づきまして、御指摘のございました若草山を含む春日山一帯につきましましては、春日山歴史的風土特別保存地区として定めら

れているところでございます。

○宮本分科員 若草山モノレール計画は、今お話をあつたように、国の名勝であり歴史的風土特別保存地区にも指定されており、さらに世界遺産春日山原始林に隣接するバッファゾーン、緩衝地帯という二重、三重の制限がかかる場所、そこにモノレールをつくる、これが許されるかどうかは問われる問題であります。

文化庁に聞きますけれども、文化財保護法では、名勝あるいは史跡、天然記念物の現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失、毀損、衰亡させた場合、どのように定めがございませうか。

○河村政府参考人 文化財保護法の規定では、その第九十六条第一項において、「史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、き損し、又は衰亡するに至らしめた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は三十万円以下の罰金に処する」となっております。また、同条第二項において、「前項に規定する者が当該史跡名勝天然記念物の所有者であるときは、二年以下の懲役若しくは禁錮又は二十万円以下の罰金若しくは科料に処する」というふうに規定いたしております。

○宮本分科員 文化財保護法というものは、今答弁のあった、刑事罰まで定めて、名勝や史跡を保存することを求めているわけですね。

では、聞きますけれども、名勝に指定されている場所に後からモノレールなどの移動施設が実際に建設された例が過去にあったかどうか、文化庁、お答えいただけますか。

○河村政府参考人 私どもの承知する限りでは、名勝として指定された後に、モノレール、ロープウェイ、エスカレーターが設置されたという事案は存じていないところでございます。

○宮本分科員 文部科学省の史跡名勝天然記念物指定基準によりまして、「わが国のすぐれた国土美として欠くことのできないものであつて、その自然的なものにおいては、風景景観の優秀な

の」と等とされております。安易な現状の変更が許されないことは当然のことだと言わなければなりません。

では、次に、国土交通省にお聞きしたい。

古都保存法に基づいて、国において奈良市歴史的風土保存計画というものが定められております。この計画では、歴史的風土の特性に應ずる行為の規制の大綱というものが地区別に定められておりますけれども、春日山地区の大綱では何に重点を置くかと定められておりますか。

○佐藤政府参考人 奈良市歴史的風土保存計画におきましては、地区別の歴史的風土の特性に應ずる行為の規制の大綱として、春日山地区については以下のように定められております。「本地区の歴史的風土保存の主体は、春日大社、興福寺、東大寺等の歴史的建造物と一体となる奈良公園の自然的環境の保存にあり、背景となる春日山、御蓋山、若草山等の丘陵とその稜線における建築物その他の工作物の新築等、土地形質の変更、木竹の伐採等の規制に重点をおくものとする。また、春日山周遊道路沿道の石仏等の歴史的資産と一体となる原始林については、森林美の保存に重点をおくものとする。」このように定められております。

○宮本分科員 若草山等の丘陵とその稜線における建築物その他の工作物の新築等の規制に重点を置く、こう定められているわけですね。

古都保存法第三条では、「国及び地方公共団体は、古都における歴史的風土が適切に保存されるように、この法律の趣旨の徹底を図り、かつ、この法律の適正な執行に努めなければならない。」と、国と地方自治体にその任務を定めておりまして、このような計画は古都保存法に照らししても許されないというところは明瞭だと思います。

さらに、世界遺産条約との関係です。

ユネスコ世界遺産センターのキシヨ・ラオ・センター長は、奈良県の住民団体がモノレール計画の中止勧告を日本政府に出すよう求めたのに対し、住民団体の懸念などを共有すること、世界遺産

産条約履行のための作業指針百七十四条に基づき住民団体の懸念の内容を確認するため、奈良県と、締約国、日本政府にコメントを求めると一月二十日に回答をいたしました。

モノレール計画には世界遺産センターも重大な関心を持つに至った、政府はこのことを知っておりますか、また、それをどう受けとめておりますか、文化庁。

○河村政府参考人 お答えをいたします。

ことしの二月十三日付で、ユネスコ世界遺産センター長名で、我が国のユネスコ代表部大使に対して、古都奈良の文化財の保全状況についてといったしまして、若草山におけるモノレール計画について情報提供を求める旨のレターが出されております。このレターを外務省経由で文化庁で最近受け取っております。

現在、その照会内容に関する事実関係の把握に努めているところでございまして、今後、かかるべくユネスコに対して回答を行ってまいりたいと存じます。

○宮本分科員 ユネスコの諮問機関であるイコモスの日本での拠点である日本イコモス国内委員会、この組織が、ことし一月、委員長声明を出して、この計画について強い懸念を表明しております。

声明では、文化遺産を破壊するに等しい、こういたしましたので、この計画が進めば、危機遺産に登録されてしまうおそれもありますと述べております。危機遺産とは、世界遺産のうち深刻な危機にさらされ、緊急の救済措置が必要とされる物件を示すわけですね。

今回の奈良県による若草山のモノレール設置計画というのは、バッファゾーン、緩衝地帯に設置するといふ計画が既に公表されております。

そこで、世界遺産条約との関係を聞くんですが、世界遺産条約履行のための作業指針、ガイドライン百三条は、このバッファゾーン、緩衝地帯についてどのように定めてありますか、文化庁。

○河村政府参考人 御質問の緩衝地帯、パツファーンゾーンでございますが、世界遺産条約履行のための作業指針では、資産を適切に保存するために必要な場合は、緩衝地帯、パツファーンゾーンを設定することと規定されています。

○宮本分科員 同じくガイドラインの百四条には、緩衝地帯は、推薦資産の効果的な保護を目的とすると明記されております。ここにモノレールが建設されれば、資産が効果的に保護されないことになるのは明らかだと言わなければなりません。

この計画は、実は二月十九日に奈良市議会でも取り上げられ、市の文化財課長が、国際イコモスは、世界遺産条約の履行に関する助言や遺産の保全状況を監視するなどの役割を果たすユネスコ世界遺産委員会の諮問機関の一つでありますから、その日本国内の委員会による当該の懸念表明は重く受けとめるべきものであると考えている、示された懸念が現実のものとなり、危機遺産登録、さらには登録抹消などといった事態にならぬよう、慎重な対応が必要であろうと考えるかと答弁をしております。

そこで、国交省にお伺いするんですが、先ほどの古都保存法第八条の「特別保存地区内における行為の制限」、つまり、このモノレール建設を含めて行為をさまざまに制限する規定ですけれども、ここで知事の許可という形で書かれているものは、今、奈良市長に委任をされていると思うんです。モノレールの建設計画の許可権限は奈良市長にある、間違いないですね。

○佐藤政府参考人 お答えいたします。

歴史的風土特別保存地区におけます工作物の新築等につきましては、古都保存法第八条第一項に基づきまして府県知事の許可を受ける必要があるわけでございますが、奈良県内の古都におきましては、奈良県事務処理の特例に関する条例によりまして、当該許可事務は市町村が処理することとされておりまして、御質問の若草山における行為の許可については奈良市が行うこととなっております。

ます。

○宮本分科員 奈良市長が許可しなければ進められない、そして、奈良市は慎重な対応を約束しているわけですね。国内法との関係でも、世界遺産条約との関係でも、何重にも非常な慎重さが求められる場所、モノレールをつくらうというこの無謀な計画に、今、さまざまな立場の人たちから厳しい懸念と批判の声が上がっております。

奈良新聞は、昨年十月十日付の記事で、利便重視は時代に逆行する考えだ、第一に観光客がつかまりしように、千古の神域に隣接する場所で遊園地まがいの乗り物は不要だと報道をいたしました。県が設置した奈良公園地区整備検討委員会の場でも、委員から、モノレールそのものが景観を壊す主体になっているのではないかとという意見が出されております。

著名な脚本家の小山内美江子さんも、若草山にモノレールは似合いません、外国からの観光客もびつくりするでしょう、わざわざお金をかけて他県からの笑い物にならないでくださいとのメッセージを寄せられました。

文化庁、これは余りにもこの計画は問題が大きいにゃないですか。

○河村政府参考人 個々の御指摘についてお答えできるものではございませんけれども、名勝奈良公園へのモノレールの設置については、景観への負の影響というものが生じることがないように、奈良県に対しては、慎重に検討、対応すべきであるということをお伝えしております。

○宮本分科員 ここで、ちょっと大臣に事前にお渡ししているものについて御感想を聞きたいんです。

小説家の志賀直哉が、昭和十三年に、奈良を去るに当たって書き残した「置土産」と題する一文に次のようなくだりがあるんです。

東京の日比谷公園、上野公園、浅草公園、大阪の天王寺公園、中之島公園、皆公園にちがひないが、奈良公園を同じ公園の呼名で云ふのは少し間違つてゐるやうな気がして来た。或る広さ

さへあれば何所にでも作れる公園と奈良のやうな千何百年の歴史を持ち、更にそれ以前からの原始林をひかへてゐる自然の庭のやうな公園は一緒にならない。

色々な施設はたん作つて了ふと、今度それを撤廃しようと思つても却々撤廃出来ないものだ。

新しく何か作る時はかういふ悔いを残さぬやう余程考へて貰ひたい。悪かつたら去ればいいと云ふ風には行かぬものだ。

こう述べておりました。

このときは道路建設の計画のようでありますけれども、これはまさに大臣、この指摘はそれとおりにだと思われませんか。

○下村国務大臣 志賀直哉は、昭和の初期に奈良市内に居を構え、そこから美しい若草山の姿を見たこととであります。

御質問の文章には、奈良をこよなく愛した志賀直哉が奈良公園に対して抱いていた思いがあらわれておりまして、文化財を大切にしたいという気持ちは共感するものがあります。

○宮本分科員 まさに共感するという御答弁もいただきました。

奈良県は、モノレール建設計画に当たり、環境影響調査の中間報告で、若草山にモノレールを設置しても、環境や景観などの面ではほとんど影響がないとしております。中でも景観については、「主要な眺望点から、施設は視認できないと予測されます。」との報告書を出しました。

そこで、これも大臣に事前にお渡しをしている地図と写真を見ていただきたいんですね。

奈良県の市民団体が、モノレールの山頂駅建設予定地点に、駅舎と見立てた目印を立てて、実際に市内各地からどれくらい見えるかを、見えないというのは本当かどうかを検証したわけです。

この写真二の、駅舎に見立てた横断幕、これを資料一の地図でAと記号が打たれた若草山の駅舎建設予定地に掲げました。これが市内各地からどう見えるかということ、見えるか見えないかと

いうことをみんなで調べて地図に落とし込めたのが、この資料一の地図であります。赤い点が、よく見えたという地点、青い点が、何とか見えたというものであります。例えばB地点、Bと記号が打たれた地点では、資料三の写真のように、そしてCと打たれた地点では、資料四の写真のように、四の方は小さいですが、確かに見えております。写真に撮ると小さくなつてしまふんですが、確かに見えている。大臣もごらんになりますね。

○下村国務大臣 今お示しいただいた写真だけでは、奈良公園の景観にどの程度の影響があるかどうかを判断することは、ちょっと難しいかなというふうに思います。

若草山は、文化財保護法に基づいて指定された名勝奈良公園の指定地区内でありまして、今回のモノレールのような施設を設置する場合は、文化財保護法第二百二十五条に基づいて、文化庁長官の許可が必要となる場所でございます。

奈良県から文化庁に対しては、本計画の実施についての具体的な相談は受けておりませんが、もし相談があれば、名勝としての風致景観上の価値に影響を与えることがないよう対応することが必要と考えます。

○宮本分科員 当然慎重な対応が求められるわけですが、これは実は長い歴史のある問題でもあるんです、大臣。

ここに、奈良県が発行した名勝奈良公園保存管理・活用計画というものがござります。この保存管理・活用計画の資料の七十二ページには、若草山について、「大正から昭和期にかけての奈良公園整備の充実とともに、若草山に登頂、これを眺望台として『ふるさと奈良』の風光を賞せしめるという観光開発が計画され、ケーブルカーの運行やエスカレーターの設置等の検討がなされた」と。

調べてみると、何度もそういうことが検討されているんですが、これも文化庁に確認しますが、このような計画は、その後、どのような結果に至りましたか。

○河村政府参考人 奈良県が作成をしております

名勝奈良公園保存管理・活用計画の中に、お話のありました、大正期から昭和期にかけての状況が述べられておりますけれども、それによりますと、「ケーブルカーの運行やエスカレーター」の設置等の検討がなされたが、風致破壊や自然保護への影響、また資金調達等の理由により実現には至らなかった」となっております。

○宮本分科員 ことごとく実現には至らなかったんです。

大正十一年に、若草山に登山鉄道を敷設する申請が出されております。それも、きょうは歴史的な文書を少し調べてまいりました。

この大正十一年の申請については、大正十四年十二月十五日付で、当時の鉄道大臣が、鉄道敷設の件聞き届けがたし、こういう却下を申し渡しております。さらに、昭和二年、ここでも再び奈良県知事から、遊覧登山用鋼索鉄道、つまり、これはケーブルカーのことでありますけれども、これの申請が出されたのに対して、国は、当時の内務大臣官房地理課長名で答えておりまして、右は名勝保存上適当ならず同意いたしがたく候と却下をいたしております。

このように、文化財保護の法整備や、景観や環境保護、そういう観点がまだまだ不十分だった戦前ですら、これは名勝保存上適当ならずと却下してきたというのが歴史なんです。

現行文化財保護法の第二百一十一条では、「管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがある」と認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に必要措置を命じ、又は勧告することができる。」と定められております。

文化庁、こういう観点に立つて、奈良県が進めている若草山におけるモノレール設置計画に対して、文化庁としてやはり厳しく指導すべきだと私は考えますけれども、文化庁の御答弁をいただきたいと思っております。

○河村政府参考人 お話に出ておりますように、若草山は名勝奈良公園の指定地内でございますので、名勝としての価値が保存される必要があると存じます。

奈良県から具体的な内容をお聞きしながら、慎重に検討し、名勝の保存に支障がないように適切な対応に心がけてまいりたいと存じます。

○宮本分科員 順調な答弁をいただきましたので、少し早目に終わらせてまいりたいと思っております。奈良県が進めている若草山モノレールの計画は、どこから見ても無謀な計画だと私は思います。名勝奈良公園の若草山でこんな計画を許せば、全国の文化財の破壊が進みかねない、国の文化財保護行政の権威が失墜する事態にもなりかねない。政府は、世界遺産センターからも対応を求められているわけですから、これは受け身でなく、名勝、天然記念物、世界遺産保護のために手だてを尽くして、若草山のモノレール計画をぜひともやめさせるために役割を發揮していただきたいというふうに思っております。

最後に、きょうのこの論議をお聞きになつての文部科学大臣の御所見をお伺いして、私の質問を終わりたいと思っております。

○下村国務大臣 この件は今初めてお聞きしたことでありまして、また、奈良県からも相談がないということでありまして、先ほどの河村次長の答弁のように対応するのが適切であるというふうに思っています。

○宮本分科員 ぜひともよろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。

○萩生田主査 これにて宮本岳志君の質疑は終了いたしました。

次に、田沼隆志君。

○田沼分科員 日本維新の会の田沼隆志です。

大臣、きょう一日、本当にお疲れさまでございます。二十一人ですか、八時半まで、本当に御苦労さまだと思っておりますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

私は、ふだん、常任委員会は財務金融委員会に所属をしておりますけれども、ただ、もともと、昨年も文部科学委員会に所属をさせていただいて、私自身が政治の世界に入ったのは、自虐史観から脱却したい、そのためにも硬直化した教育委員会制度を何とかして直したいという思いでございますので、きょうもそれ一本で、昨年も教育委員会改革ばかりを大臣にしつこく食い下がって本当に恐縮であったんですけど、今ちょうど佳境でございますので、また御意見、御議論させていただきます。

お手元に、自民党さんの中での教育委員会制度改革に関する小委員会資料ということで、大臣も皆さんも既にごらんいただいていると思うんですけど、これはまだ出ていないといえ、先日来の大臣の御答弁でもお聞きしたように、これをたたき台として、与党、政府一体となつての政府案をつくつていくということですので、これはいろいろちよつと懸念があるものですが、現行の制度の問題点を引き合いにしながら、これはC案と言われているんですけども、C案が現行制度の問題点を解決できるものになっているのかどうかということとをぜひ議論させていただきたいと思っております。

私の個人的な感想は、現行とそんなに変わらないように見えてしまうんですが、正直なところ、C案だと、私も市会議員もしておりますので、大臣も地方議員の御経験があると思うんですが、大きな改革になり得るか、非常に疑問なところもありまして、先日、中田宏議員が二月十七日の予算委員会の際にも大臣にちよつと御説明をしていた中でも、二月七日の産経新聞でのコメント、このC案というのと、下村大臣のメンツは立てられるが実質的に現行制度と変わらないという、文部科学省の幹部の方のちよつと失礼なオフレココメントがあったということです。

ただ、私も少しわかるところがあつて、実質的にどこまで現行制度から変わっていくのか、余り大きな変化にならないんじゃないかという懸念

念もあります。ただ一方で、まだ未確定なものでもあらうと思つたので、非常に細部の部分で勝負になつてくる。

私がもともと所属してました日本教育再生機構でも、高崎経済大の八木秀次先生も細部が重要であるというふうに言つておりましたし、私もそう思うので、ちよつと幾つか議論させていただきます。

まず、左上にある総合教育政策会議なんですけれども、主宰は首長で、その下にあります教育に関する大綱の方針、(教育振興基本計画等)ということ、大綱を策定するということなんですけれども、これは、主宰は首長で、構成メンバーに、首長、議会代表、教育長、教育委員、有識者等で構成ということなんです。

まず、この総合会議の主宰は首長で、責任者が誰なのかというのが心配でありまして、現行の制度も、もともと今の現行教育委員会制度を改革しようといった動きが出てきている一つの原点は、やはり合議制であつて責任の所在がはっきりしない今の教育委員会、この合議制であることに一つの問題点があるということもあつたと思つた。

だからこそ、このC案でも、教育委員会の中では、「新ポスト」とありますけれども、委員長プラス教育長の方が責任者と明確化されたわけで、今までは教育委員長もいて教育長もいたけれども、それが合体ですか、新ポストとなつて、教育委員会(執行機関)の中は明確化したわけですけども、この上、上かわかりませんが、この総合会議がまたできるのならば、当然、この会議も、責任の明確化をしないとまた同じ問題が起きてしまうと思つた。

なので、大臣の見解として、この総合会議の最終的な責任者が誰になるのか。先に言つてしまつと、私はやはり主宰である首長が責任者もやるべきであると思つたんですけども、御見解をお聞きできればと思つた。

○下村国務大臣 まず、これは与党案、自民党案